

皆さんの意見をお寄せください。

## 日野市清流保全-湧水・地下水の回復と河川・用水の保全- に関する条例等の改正(素案)に関するパブリックコメントを 実施します

日野市では、黒川清流公園の湧水が白濁・枯渇してしまった反省を踏まえ、湧水地の保全についての実効性を担保するため、「日野市清流保全条例等」の一部改正を行います。

日野市は、多摩川と浅川という二つの大きな河川によって発達した沖積低地、これら河川の河川段丘によってできあがった日野台地及び市内南側に位置する多摩丘陵の3つの特徴ある地形によって形成されています。かつては東京の穀倉地帯といわれ、多摩川、浅川、程久保川及び谷地川という一級河川や湧水を源とする用水は、それぞれの水辺に広がる田をむすび、網の目のように市内を流れていました。日野台地の緑地、斜面林が残る段丘崖に続く崖線には豊富な湧水群が現存し、また、多摩丘陵の緑地帯にある沢筋にも多くの湧水が見られます。こうした変化に富んだ水辺の環境は、人々の暮らしに深くかかわり、かつては飲み水としても利用され、潤いと安らぎをもたらし、日野の文化を育んできました。これらの河川、用水や湧水では多くの生物が棲み、水の郷としてふさわしい自然環境が維持され水環境を支える貴重な財産となっています。

しかし、近年市街地の開発事業により湧水が一時的に白濁・枯渇した事象が発生してしまいました。この反省を踏まえて、湧水地の保全についての実効性を担保するため、現行の清流保全条例等を一部改正することとしました。

### ■主な改正点

#### I. 清流保全条例

- ① 事業者等との杭工法等に関する事前協議を条例に位置付け、管理基準項目を定めて協定書を締結します。
- ② 影響の大きい大規模な開発事業に対しては、有識者によって構成する日野市湧水保全審議会を設置し、管理基準項目をその都度定めます。

#### II. 清流保全条例施行規則

- ① 湧水地の保全に関する協議範囲対象や事前協議内容を明確化します。
- ② 湧水保全審議会の所掌事務を明記します。

## 1

## 日野市清流保全条例等の改正内容

市内にある貴重な湧水地を保全について、より実行性を高めるためⅠ.日野市清流保全条例Ⅱ.日野市清流保全条例施行規則の2つの例規について一部改正を行う予定です。湧水地の保全について確実かつ適正に運用していけるよう、以下の内容を定めます。

## Ⅰ. 清流保全条例の改正点

規定項目	規定する内容
地下水影響工事に係る措置	<p>現行条例では地下水等に影響を及ぼすおそれのある工事の事業者に対して調査への協力を求めていましたが、改正後の条例では、事前に市と協議を行い、協定書の締結等のプロセスを明文化し、チェック機能を働かせます。</p> <p>○市は、地下水等に影響に及ぼすおそれのある工事の事業者等に対して、湧水及び地下水に及ぼす影響の少ない基礎工法、事業区域の地質、地下水位、湧水量等の調査実施について調査資料の提出を求め、事前協議を行うものとする。</p> <p>○市と事業者等は事前協議が整った段階で杭工事等に係る協定書を取り交わすものとする。</p> <p>○事業者等は協定を締結したのち、湧水及び地下水に影響を与えるおそれがある区域の住民に対し、説明会を開催しなければならない。</p> <p>○事業者等は、協定に基づく必要な調査を実施し、調査結果を市に提出しなければならない。</p> <p>○市は、湧水及び地下水の水質、水位及び流動に影響を与えるおそれがあると認められる場合には、事業者等に対して速やかにこれを解消し、影響を最小限にとどめる措置を講じるよう求めるものとする。また、湧水及び地下水に影響を与えるおそれがある区域の住民に状況・経過等の説明を促すものとする。</p> <p>また、市が必要と認めた場合には、工事の一時中断を求めることができる。</p> <p>○事業者等は、湧水及び地下水の水質、水位及び流動に影響を与えるおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを解消し、影響を最小限にとどめる措置を講じなければならない。また、湧水及び地下水に影響を与え</p>

	<p>るおそれがある区域の住民に状況・経過等の説明を行わなければならない。</p>
湧水等保全審議会の設置	<p>一定規模以上の大規模開発事業については、有識者による審議会を設置し、地下水等に影響を及ぼすおそれのある工事についての管理基準項目を定めます。</p> <p>○市は、地下水等に影響を及ぼすおそれがある工事がかつまちづくり条例第84条第1項第1号に該当する開発事業に係る管理基準項目については、識見を有する専門委員をもって審議会を設置し、意見を聴くことができる。</p>

## II. 清流保全条例施行規則の改正点

規定項目	規定する内容
湧水地の保全に関する協議対象及び範囲	<p>現行条例では保全すべき湧水地は明確化されていたものの、協議対象範囲が定められていませんでした。今回においては協議対象を明確化し、チェック機能を働かせます。</p> <p>○次ページに定める湧水地の周辺250m及び500m（黒川清流公園湧水群）地点においてまちづくり条例の手続きが必要となる事業で、かつ地下水に影響を及ぼすおそれがある工事を実施する場合、市と事前協議をしなければならない。ただし開発事業地が湧水地よりも標高が低い地点にある場合、用途地域が第1種低層住居専用地域に該当する場合についてはこの限りではない。</p>
事前協議の協議内容	<p>条例に定める事前協議の内容について定義し、地下水等に影響を及ぼすおそれのある工事についての管理基準項目を定めます。</p> <p>○事前協議においては、杭工法、杭長、杭工事前後や杭工事中のモニタリング回数及び方法、住民説明会、異常が確認された場合の対策等の管理基準項目について協議を行い、市と事業者等で協議書を取り交わすものとする。</p>

大規模事業における事前協議	<p>一定規模以上の大規模開発事業については、有識者による審議会を設置し、地下水等に影響を及ぼすおそれのある工事についての管理基準項目を定めます。</p> <p>○まちづくり条例第84条第1項第1号に規定する大規模事業に該当する開発事業に係る管理基準項目については、日野市清流保全条例で規定する日野市湧水等保全審議会(以下「湧水等審議会」という。)に意見を聴くことができる。</p>
審議会	<p>湧水等審議会に関する所掌事項を定めています。</p> <p>○湧水等審議会は地下水等に影響を及ぼすおそれのある工事に係る、杭工法、杭長、杭工事前後や杭工事中のモニタリング回数及び方法、住民説明会、異常が確認された場合の対策等の管理基準項目について審議を行うものとする。</p>

## 2 湧水地の保全の重点箇所について

清流保全条例施行規則においては、貴重な湧水地を定めております。新たな条例施行規則においても現行規則を引き継いだ箇所を重点箇所と定めます。

### ■保全すべき湧水地

- ①谷仲山湧水 ②東光寺緑地湧水 ③豊田崖線下湧水
- ④程久保川源流湧水群 ⑤百草谷戸湧水 ⑥明星大学谷戸湧水
- ⑦七生中学校自噴井戸 ⑧豊田小学校自噴井戸 ⑨黒川清流公園湧水群
- ⑩中央図書館下湧水群 ⑪小沢緑地湧水

※このほか、八幡神社湧水及び宗印禅寺湧水が位置付けられておりましたが、すでに枯渇・しみ出しとなっているため除外します。

## 3 今後のスケジュールについて

- ・令和3年4月 パブリックコメント実施  
(日野市まちづくり条例等【都市計画課】の改正も同時に実施)
- ・令和3年9月 議会に条例案等の上程・審議  
(日野市まちづくり条例等【都市計画課】の改正も同時に実施)
- ・令和3年10月1日 公布
- ・令和4年 4月1日 施行